

## 福島 12 市町村における交流人口拡大に向けた調査事業に係る企画競争

下記のとおり企画競争を行います。

令和 4 年 8 月 15 日

支出負担行為担当官

復興庁会計担当参事官

原 崇

### 1 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官

復興庁会計担当参事官 原 崇

### 2 企画競争の内容

#### (1) 事業名

福島 12 市町村における交流人口拡大に関する調査事業

#### (2) 事業の目的

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から 11 年が経過し、被災 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）の復興・再生は着実に進展しているものの、地域の持続や自立に向け、将来にわたり活力ある地域を築いていくためには、震災前に居住していた住民の帰還促進に加え、交流人口・関係人口の拡大など、外部から復興を支える新たな担い手の呼び込みを本格的に実施していくことが必要である。

この地域には役場含め、全町・全村避難を余儀なくされた地域も多く、避難から長い年月が経過した現在においては、全国各地の他の地域で生活の拠点を築いている避難者も多いなどの深刻な状況にある中、人の流れを活性化させるには、帰還者や移住者等が一体となった新しいコミュニティの形成や、住民が主体となった自立した地域・生活の実現を目指していく活動を通して、この地に新たな魅力を付加し続けることが重要であるとともに、その進展に向けては難しい支援が求められている。

以上を踏まえ、本事業においては、避難指示解除地域への住民帰還や交流人口拡大、移住促進等環境整備に関する地域課題解決に向けて、取組モデルの企画、運用等による効果や課題の検証等を行うことにより、被災地域における交流人口拡大モデルを創出し、普及・推進することを目的とする。

### (3) 事業内容

帰還、交流人口・関係人口拡大、移住定住等の促進に向けて、市町村だけでは解決することが困難な課題を精査・特定するため、定期的にヒアリングを実施し、課題把握・整理を行う。また、把握・整理した課題の解決に向けた試行的な取組を実施し、その効果や課題を検証する。さらに、これらの事業実施過程で把握・整理された課題の共有・解決等を図るべく、研究会を開催するとともに、これら取組内容について、報告書を作成するもの。

### (4) 事業実施期間

契約締結日から令和5年3月17日までとする

## 3 企画競争に参加する者に必要な資格及び企画提案内容に関する要件

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度全省庁統一競争参加資格審査の「役務の提供等」において、「A」から「C」等級に格付けされた者であること。
- (4) 復興庁における物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (6) 事業の実施に関する計画が、適切なものであること。

## 4 企画競争説明会の開催

開催しない。なお、質問等がある場合は、5(1)エの担当者まで問い合わせること。

## 5 企画提案の手続等

### (1) 企画競争応募要領の交付期間等

#### ア 企画競争応募要領の交付期間

令和4年8月15日（月）から同年9月16日（金）12時まで

#### イ 企画競争応募要領の交付方法

企画競争応募要領の交付を希望する場合は、下記エの担当者まで問い合わせること。

#### ウ 企画提案書等の提出期限

令和4年9月16日（金）12時まで

#### エ 企画提案書等の提出先

〒960-8031 福島県福島市栄町11-25A X Cビル7階

復興庁福島復興局 奥山、知々田 TEL:024-522-8513

## (2) 企画提案書等の提出方法

(1) エア、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着。）で企画提案書2部（正本1部、写し1部）及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R ディスク）1部を提出すること。

なお、電子媒体は、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、pdf形式のいずれかとする。（これによりがたい場合は、申し出ること。）

また、全省庁統一競争参加資格審査結果通知書の写し及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を1部提出すること。※宅配便も可とする。

## 6 契約候補者の選定方法

企画競争応募要領に基づき提出された企画提案書について審査を行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画提案書を提出した1者を選定し、契約候補者とする。

## 7 企画競争の無効

企画競争に必要な資格のない者の提出した企画提案書は無効とする。また、企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書は無効にする。

## 8 選定結果の通知

企画提案書を提出した全者に、令和4年9月中に通知する。

## 9 その他

詳細は、福島12市町村における交流人口拡大に関する調査事業に係る企画競争応募要領による。